

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

訓令

- 北海道中山間地域改善・安定資金利子補給規則を廃止する規則 (農村振興課) 三九
- 道路調査測量規程を廃止する訓令 (道路整備課) 四〇
- 渡船取扱規程を廃止する訓令 (道路整備課) 四〇

四〇

- 一般競争入札の資格に関する公示 (生活文化・青少年室) 四〇
- 一般競争入札の実施 (生活文化・青少年室) 四一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (生活振興課) 四二
- 一般競争入札の資格に関する公示 (産業政策推進室) 四三
- 一般競争入札の実施 (産業政策推進室) 四三
- 地方卸売市場の廃止の許可 (地域産業課) 四四
- 卸売業務の廃止の届出 (地域産業課) 四五
- 地方卸売市場の許可の取消し (地域産業課) 四五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出 (地域産業課) 四六
- 肥料の登録事項の変更の届出 (道産食品安全室) 四六
- 土地改良法による換地計画の決定 (農地調整課) 四七
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 四七
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 四七
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 四七
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 四七
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 五〇
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 五一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防災害課) 五一
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 五一
- 一般競争入札の実施 (物品管理課) 五一

- 一般競争入札の資格に関する公示 (生活文化・青少年室) 四〇
- 一般競争入札の実施 (生活文化・青少年室) 四一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (生活振興課) 四二
- 一般競争入札の資格に関する公示 (産業政策推進室) 四三
- 一般競争入札の実施 (産業政策推進室) 四三
- 地方卸売市場の廃止の許可 (地域産業課) 四四
- 卸売業務の廃止の届出 (地域産業課) 四五
- 地方卸売市場の許可の取消し (地域産業課) 四五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項(変更)の届出 (地域産業課) 四六
- 肥料の登録事項の変更の届出 (道産食品安全室) 四六
- 土地改良法による換地計画の決定 (農地調整課) 四七
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (土地改良指導課) 四七
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 四七
- 道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 四七
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 四七
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 五〇
- 道路の供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 道路の区域の決定及び供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 道路の区域の変更及び供用の開始 (道路整備課) 五〇
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (河川課) 五一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防災害課) 五一
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 五一
- 一般競争入札の実施 (物品管理課) 五一

五一

支庁告示

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (道教育庁空知教育局告示) 五一
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (道教育庁根室教育局告示) 五一
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (道警察本部告示) 五三
- 一般競争入札の実施に関する公告(二件) (石狩後志海区漁業調整委員会指示) 五三
- いかなご・おきあみ漁業委員会指示 五五

五三

五五

公布された規則のあらまし

北海道中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則を廃止する規則(規則第七号)趣旨及び内容

中山間地域経営改善・安定資金金融通促進事業の廃止に伴い、北海道中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年十二月十日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七号

北海道中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則を廃止する規則

北海道中山間地域経営改善・安定資金利子補給規則(平成七年北海道規則第二十一号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

北海道訓令第32号

建設部
土木現業所

道路調査測量規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

道路調査測量規程を廃止する訓令

道路調査測量規程（昭和2年北海道訓令第40号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成14年12月10日から施行する。

北海道訓令第33号

建設部
土木現業所

渡船取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

渡船取扱規程を廃止する訓令

渡船取扱規程（大正4年北海道訓令第13号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成14年12月10日から施行する。

訓 令

北海道告示第1934号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

資格及び調達をする役務の種類

1 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加す

る者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成14年12月10日に一般競争入札の告示を行う「平成14年度アジア・フイフチイーン・プログラム事業」業務委託
- (2) 資 格 「平成14年度アジア・フイフチイーン・プログラム事業」業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 「平成14年度アジア・フイフチイーン・プログラム事業」の招へい者の送迎、宿泊及び食事等に係る業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種旅行業の登録をしており、かつ社団法人日本旅行業協会に正会員として加盟している者であること。
- (6) 道内及び東京都内に本社又は支店（営業所）等を有する者であること。

3 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年12月10日から17日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部生活文化・青少年室（参事）

イ 提出先の住所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 513

4 資 格 審 査 の 再 申 請

- (1) 再 申 請 の 事 由 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
- (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資 格 の 有 効 期 限 及 び 当 該 期 間 の 更 新 手 続

<p>(1) 資格の有効期限 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。</p> <p>(2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。</p> <p>6 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。</p>	<p>北海道本庁舎12階環境生活部1号会議室 平成14年12月25日(水)午前10時30分</p> <p>(2) 入札日時 平成14年12月25日(水)午前10時30分</p> <p>(3) 開札場所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開札日時 (2)に同じ。</p> <p>6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という))の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。</p>
<p>北海道告示第1935号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 平成14年12月10日</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称及び数量 「平成14年度アジア・フイフネイン・プログラム事業」業務委託 一式</p> <p>(2) 委託業務の様態等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 契約の日から平成15年2月10日まで</p> <p>(4) 履行場所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第1934号に規定する北海道の資格を有すること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格者の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成14年12月10日から17日まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室(参事)</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室(参事)</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目</p>	<p>7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部生活文化・青少年室(参事)</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。</p> <p>9 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。</p> <p>10 契約書の作成の要件</p> <p>11 その他 (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道環境生活部生活文化・青少年室(参事)</p>

- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 513
- (4) 詳細は、入札説明書による。
(5) この入札の執行は、公開する。

北海道告示第1936号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成14年11月6日
(2) 特定非営利活動法人の名称 新川マリン会
(3) 代表者の氏名 木村 定義
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市手稲区曙4条1丁目1番7号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、海洋における組織的なボランティア活動を通じ、海難事故の防止及び救助並びに海洋環境の保全等を行ない、災害救援、環境保全に寄与することを目的とする。

- 2(1) 申請のあった年月日 平成14年11月7日
(2) 特定非営利活動法人の名称 日本園芸療法士協会
(3) 代表者の氏名 瀨山 和子、谷口 博、眞船 直樹、吉田 榮次
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市南区常盤5条2丁目97番地
(5) 定款に記載された目的 この法人は、心身に障害のある人々及び一般市民に対して、私たちの身近にある植物を利用した「園芸療法」を用いて、人と植物を結び付け、植物を育てる行為によって、心と体の障害を除き、また、植物に触れることで自然と人間の係り合いを理解し、博愛の心を育て、病んだ心と身体機能の回復を目的とします。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成14年11月7日
(2) 特定非営利活動法人の名称 パンズ
(3) 代表者の氏名 町中 勇雄
(4) 主たる事務所の所在地 空知郡栗沢町東本町18番地の10
(5) 定款に記載された目的 本法人は、介護福祉を必要とする全ての人々が、住

みなれた地域や居宅で安らぎと心豊かな生活が確保されそれが継続できるよう、必要なサービズ活動を行うとともに、人に優しい地域支援の創造に努め、共生生活における福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 4(1) 申請のあった年月日 平成14年11月8日
(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道ベテランシ協会
(3) 代表者の氏名 榎谷 嘉宏
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市西区琴似3条1丁目1番15 - 1102号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、チェリリア原発事故から数年間を経た現在でも、放射能による身体への苦しみと、国の経済の破壊による貧困という二重の苦痛を背負っているベテランシ共和国の復興に、文化及び経済交流を通じて寄与することを目的とする。

- 5(1) 申請のあった年月日 平成14年11月15日
(2) 特定非営利活動法人の名称 ケアネット・伊達
(3) 代表者の氏名 竹田 志津
(4) 主たる事務所の所在地 伊達市山下町147番地217
(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢化が進み、核家族化が進む中で、地域に住む人たちがひとりひとりが相互扶助の心と対等な立場で、地域のお年寄りの介護や子育て支援などを行い、心豊かにふれあひのある地域社会を目指して活動し、福祉の発展に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成14年11月19日
(2) 特定非営利活動法人の名称 日本一直線道まちづくり研究会
(3) 代表者の氏名 工藤 克彦
(4) 主たる事務所の所在地 空知郡奈井江町字奈井江町243番地25 奈井江町商工会内
(5) 定款に記載された目的 この法人は、日本一長い直線道路（通称「一直線道路」）の沿線の3市1町（滝川市、砂川市、奈井江町、美明市）の住民が一体となって、地域の特徴、資源を再発見し、この地域を訪れる人々との交流をはじめ、まちづくりに係わる事業を通じて、豊かな恵みを共感

しあえる地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成14年11月22日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 あずまし家
- (3) 代表者の氏名 村山 東平
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南6条西23丁目5番23号
エルムハイツ1号室
- (5) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者のライフスタイルの中にある「ゆつくりと生きる」という価値観を、他の障害者やそれを必要とする多くの市民と共有するための活動をする。そしてその活動を通して、持たざる者も豊かに生きることが可能な街づくりを提言・実践し、市民生活の質的向上に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成14年11月22日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 デ・フォルク企画
- (3) 代表者の氏名 土山 優
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南12条西21丁目1番5-207号
- (5) 定款に記載された目的

この法人は、音楽と朗読を中心としたコンサートを企画、実施する事により身近な文化としての楽しさ素晴らしさを伝えると共に、子供にとって豊かな感性を育む一助となるよう幅広い活動を展開し、文化・芸術の振興、子供の健全育成に寄与する事を目的とする。

北海道告示第1937号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 資格及び委託業務の種類
- 平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成14年12月10日に一般競争入札の公告を行うウサイケル関連

産業集積可能性調査業務委託契約

- (2) 資 格 リサイケル関連産業集積可能性調査業務委託に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 リサイケル関連産業集積可能性調査業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 平成14年12月10日直前の道税を滞納していないこと。
- (5) 過去2年間において、国又は地方公共団体から、廃棄物又はリサイケルに係る調査研究について業務委託を受け、実施した実績があること。
- (6) 資本金が1,000万円以上の営利法人であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年12月10日（火）から17日（火）までの間にしなければならない。

(2) 受 付 時 間

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道経済部産業政策推進室

イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 277

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同

組合（同条第4号に掲げる企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員

（資格を有する者であるものに限る。）を変更したも

ウ 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合である資格

第 1 4 2 4 号

解 説

公 報

規 則

北 海 道

<p>を有する者でその構成員を変更したものを有する者でその構成員を変更したもの</p> <p>(2) 再申請の方法 再申請をしようとする者は、3の3の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認められた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。</p> <p>(2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。</p> <p>6 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。</p> <p>北海道告示第1938号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年12月10日</p>	<p>5 入札保証金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号、以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部産業政策推進室</p> <p>(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否 要</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道経済部産業政策推進室 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 277</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p>
<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする役務の名称及び数量 リサイクル関連産業集積可能性調査業務一式</p> <p>(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契約期間 契約締結の日から平成15年3月14日まで</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道告示第1937号に規定するリサイクル関連産業集積可能性調査業務委託に関する資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部産業政策推進室</p> <p>4 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年12月24日 午前10時</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p>	

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1939号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 許可年月日 平成14年11月28日
- 2 廃止年月日 同 11月14日
- 3 地方卸売市場の名称 丸魚室蘭地方卸売市場
- 4 開設者 丸魚室蘭中央水産株式会社

北海道告示第1940号

北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）第19条第2項の規定により、次のとおり卸売業務の廃止の届出があった。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 廃止年月日 平成14年11月14日
- 2 卸売業者の名称 丸魚室蘭中央水産株式会社
- 3 取扱品目の部類 水産物部
- 4 地方卸売市場の名称 丸魚室蘭地方卸売市場

北海道告示第1941号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第65条第2項第3号の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設の許可及び卸売業務の許可を取り消した。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

- 1 取消年月日 平成14年11月26日
- 2 地方卸売市場の名称 本別地方卸売市場
- 3 開設者及び卸売業者 本別魚菜卸売市場株式会社

北海道告示第1942号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年4月10日までに北海道十勝支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーオーケーセンター札内店
中川郡幕別町札内青葉町308-23
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オーケー 代表取締役 藤本 典成
河東郡音更町木野大通西17丁目1番4
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
(変更前) 252台
(変更後) 190台
- イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社オーケー	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社グオイエス	午前9時	午前0時
株式会社満寿屋商店	午前9時	午後9時
有限会社シルバークリナーズ	午前9時	午後9時
株式会社ザ・本屋さん	午前9時	午後9時45分
株式会社イーグル	午前9時	午後9時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができている時間帯
(変更前) 午前8時45分から午後9時15分

(変更後) 午前8時45分から午前0時15分
 (イ) 駐車場の自動車の出入口の数
 (変更前) 4箇所
 (変更後) 3箇所
 (4) 変更する年月日
 平成15年7月29日。ただし、上記(3)イの変更については、平成14年12月6日
 (5) 変更する理由
 営業政策の変更のため
 2 届出年月日
 平成14年11月28日
 3 届出書等の縦覧
 (1) 縦覧場所
 北海道経済部地域産業課

北海道十勝支庁商工労働観光課
 (2) 縦覧期間
 平成14年12月10日(火)から平成15年4月10日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)
 (3) 縦覧時間
 午前9時から午後5時15分まで

北海道告示第1943号
 次の生産業者から、次とおり肥料の名称を変更したい旨、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第4項の規定による届出があった。
 平成14年12月10日
 北海道知事 堀 達也

登録番号	生産業者の名称	変更事項	変更の	前	変更	後	変更年月日
		住所の変更	内容	変更	内容	変更	
北海道第2726号	株式会社カククス	同	稚内市はまなす4丁目578番地2	同	稚内市はまなす4丁目9番12号	同	平成14.11.5
第2727号	同	同	同	同	同	同	
第2728号	同	同	同	同	同	同	
第2729号	同	同	同	同	同	同	
第2730号	同	同	同	同	同	同	
第2734号	同	同	同	同	同	同	
第2735号	同	同	同	同	同	同	
第2736号	同	同	同	同	同	同	
第2737号	同	同	同	同	同	同	
第2738号	同	同	同	同	同	同	
第2740号	同	同	同	同	同	同	
第2741号	同	同	同	同	同	同	
第2742号	同	同	同	同	同	同	
第2743号	同	同	同	同	同	同	
第2786号	同	同	同	同	同	同	
第2821号	同	同	同	同	同	同	
第2843号	同	同	同	同	同	同	

北海道告示第1944号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、鷹栖町北栄地区の換地計画を定めた。
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年12月10日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1945号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新篠津土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成14.11.24	理 事	岡 泰一	石狩郡新篠津村第47線北19番地
同	同	同	南部 正博	第47線北56番地
同	同	同	吉岡 実聡	第46線北2番地
同	同	同	黒壁 敬一	第46線北35番地
同	同	同	吉野 敬一	第40線北8番地
同	同	同	大門 英俊	第43線南6番地
同	同	同	加藤 弘	第42線南14番地
同	同	同	中川 順三	第37線南38番地
同	同	同 監	成瀬 強	第47線北74番地
同	同	同 事	高田 一紀	第41線南7番地
同	同	同 理	岡 泰一	第47線北19番地
退 任	14.11.23	理 事	南部 正博	第47線北56番地
同	同	同	吉岡 実聡	第46線北2番地
同	同	同	黒壁 敬一	第46線北35番地
同	同	同	野村 邦男	第42線北18番地
同	同	同	大門 英俊	第43線南6番地
同	同	同	加藤 弘	第42線南14番地
同	同	同 監	中川 順三	第37線南38番地
同	同	同 事	成瀬 強	第47線北74番地
同	同	同	窪田 廣三	第42線北5番地

北海道告示第1946号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成14年12月2日、恵庭土地改良区の定款の変更を認可した。
平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1947号

道営土地改良（十勝西北部地区広域営農団地農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成14年12月11日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第1948号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成14年12月10日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 保安林子定森林の所在 鳥牧郡鳥牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 場所
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
鳥牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
鳥牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (ハ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ニ) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ホ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

第1424号

報 告 書 北 海 道

林務部治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。))

2(1) 保安林予定森林の所在 虹田郡留寿都村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(イ) 留寿都村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び留寿都村役場に備え置いて縦覧に供する。)

3(1) 保安林予定森林の所在 古宇郡泊村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

(イ) 泊村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(ウ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

泊村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(エ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(オ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(カ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

4(1) 保安林予定森林の所在 古宇郡神恵内村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

神恵内村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神恵内村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

5(1) 保安林予定森林の所在 古宇郡神恵内村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神恵内村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。)

<p>6(1) 保安林子定森林の所在 有珠郡大滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 指定の目的 水源のかん養</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 大滝村（国有林。次の図に示す部分に限る。）</p> <p>(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び大滝村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>7(1) 保安林子定森林の所在 檜山郡上ノ国町字汐吹111の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>8(1) 保安林子定森林の所在 沙流郡日高町字日高554・558の1・559の6（以上3筆に場所）</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p>	<p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>9(1) 保安林子定森林の所在 沙流郡平取町字貫気別50の2（次の図に示す部分に限る。） 場所</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>10(1) 保安林子定森林の所在 新冠郡新冠町字大富304 場所</p> <p>(2) 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法</p> <p>(ア) 主伐は、択伐による。</p> <p>(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>イ 立木の伐採の限度</p>
---	---

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1949号

石狩川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年12月10日

- 1 作業種類 公共測量（座標値変換） 北海道知事 堀 達也
- 2 作業期間 平成14年11月20日から平成15年2月28日まで
- 3 作業地域 札幌市、石狩市、江別市ほか

北海道告示第1950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所
 路線名 区 間
 上幌内早来停車場線 勇壮郡厚真町字朝日387番2地先から
 勇壮郡厚真町本町1番1地先まで
 北進平取線 勇壮郡早来町字北進70番2地先（道道千歳鶴川線交点）から
 勇壮郡早来町字守田15番8地先まで

北海道告示第1952号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月10日

- 1 道路の種類 道道 北海道知事 堀 達也
- 2 路線名 豊牛下頓別停車場線

平成14年12月10日

- 路線名 供用開始の区間 供用開始日 縦覧場所
- 道道 館町福島線 檜山郡上ノ国町字湯ノ岱国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署2183林班は小班から檜山郡上ノ国町字湯ノ岱282番3まで 平成14.12.10 北海道函館土木現業所
- 道道 生花大樹線 広尾郡忠類村字新生211番1地先から広尾郡忠類村字新生168番3地先まで 同 北海道帯広土木現業所

北海道告示第1951号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年12月10日

- 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間 縦覧場所
- 20.00mから 496.60m 北海道室蘭土木現業所
- 20.00mから 3,817.60m 道道千歳鶴川線における 同
- 55.00mから 11.00mの間

3 道路の区域

- 区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
- 枝幸郡浜頓別町字豊寒別3829番3地先から枝幸郡浜頓別町字豊寒別3829番3地先まで 前 18.81mから 224.89m
- 枝幸郡浜頓別町字豊寒別3829番3地先まで 後 22.39mから 224.89m

北海道告示第1953号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、北海道釧路土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達 也

- | 1 | 河 川 の 名 称 | 二級河川庶路川水系コイトイ川 |
|---|--------------|-------------------------------|
| 2 | 廃川敷地等が生じた年月日 | 平成14年12月10日 |
| 3 | 廃川敷地等の位置 | 白糠郡白糠町庶路甲区6番532地先から同区6番16地先まで |
| 4 | 廃川敷地等の種類及び数量 | 土地 17,023.74㎡ |

北海道告示第1954号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達 也

松前町二越急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡 市 町	字 地	番 地	標 柱
松前郡	松前町	二越 91番地先国有地	1
同	同	92番地先国有地	2
同	同	73番	3
同	同	71番5	4
同	同	71番2	5、6
同	同	72番1	7
同	同	72番1地先国有地	8
同	同	83番地先国有地	9

北海道告示第1955号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達 也

- | | | |
|-----|---------------|--------------------------|
| 1 | 施行者の名称 | 砂川市 |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 砂川都市計画下水道事業砂川公共下水道 |
| 3 | 事業の施行期間 | 昭和55年1月14日から平成19年3月31日まで |
| 4 | 事業の地 | |
| (1) | 収用の部分 | 変更なし |
| (2) | 使用の部分 | 変更なし |

北海道告示第1956号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年12月10日

北海道知事 堀 達 也

- 入札に付する事項
 - 調達をする物品等の名称及び数量
応接家具 一式
 - 納 入 期 日 平成15年2月28日
 - 納 入 場 所 北海道総務部知事室秘書課
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課
 - 入札執行の場所及び日時
 - 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道本庁舎1階 出納局入札室
平成14年12月25日 午前11時30分
 - 入 札 日 時 平成14年12月25日 午前11時30分
 - 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - 開 札 日 時 (2)に同じ。
 - 入 札 保 証 金
 - 入 札 に 参 加 し よ う と す る 者 は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

第1424号

報 告 公 報 北 海 道

(以下「消費税等」という。)相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7及び北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札
郵便又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年12月24日 正午

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道出納局物品管理課

11 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道出納局物品管理課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 32 - 288

(4) この入札及び契約を中止することが有り得る。

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

交 付 指 示

北海道網走支庁告示第34号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年12月10日

北海道網走支庁長 太田 敏 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別郡遠軽町字豊里252番地2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別郡遠軽町1条通北3丁目 遠軽町長 北川 健司

3 開発許可年月日及び番号 平成11年5月24日 網建指第11 - 5号

調 査 指 示 及 び 取 扱 指 示

北海道教育庁空知教育局告示第10号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月10日

北海道教育庁空知教育局長 松尾 昭 房

1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 一式 42台

2 落札を決定した日 平成14年11月25日(月)

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 松下リース・クレジット株式会社 代表取締役 宮井 淳治
(2) 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号

4 落札金額(1月当たりの単価) 154,500円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁空知教育局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課学校管理係
(2) 所在地 北海道岩見沢市8条西5丁目

札幌七条岡崎公園地区

北海道教育庁根室教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成14年12月10日

北海道教育庁根室教育局長 青木良夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 42台
- 2 落札を決定した日
平成14年11月19日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 日立キャピタル株式会社 代表取締役 村田 嘉一
(2) 住所 東京都港区西新橋2丁目15番12号
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
155,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁根室教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁根室教育局企画総務課経理学校管理係
(2) 所在地 北海道根室市常盤町3丁目28番地

札幌区本館地区

北海道警察本部告示第205号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年12月10日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
ネットワーク利用犯罪捜査用システム 一式（1月当たりの単価）
(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成15年2月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
(4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
(2) 入札日時 平成14年12月26日 午後1時30分
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
入札保証金は、免除する。
- 6 郵便による入札等
郵便による入札及び電報による入札は、認めない。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

第1424号

報 告 公 報

北 道

<p>8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 そ の 他</p> <p>(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。</p> <p>(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。</p> <p>(5) この入札の執行は、公開する。</p> <p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>北海道警察本部告示第206号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年12月10日 北海道警察本部長 上原美都男</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品の名称及び数量 交通反則納付書 213,500組</p> <p>(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納 入 期 限 平成15年1月31日</p> <p>(4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>4 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場</p> <p>(2) 入 札 日 時 平成14年12月24日 午後2時</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。</p> <p>5 入 札 保 証 金</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。</p> <p>6 郵便による入札等 郵便による入札及び電報による入札は、認めない。</p> <p>7 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。</p> <p>8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否</p> <p>10 そ の 他</p>
---	--

- (1) 開札の時に、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称	北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地	北海道札幌市中央区北2条西7丁目
	電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

石 狩 後 志 支 庁 内 共 同 漁 業 権 漁 場 区 域

石狩後志海区漁業調整委員会指示第2号

石狩及び後志支庁管内沖合海域において、いかなるご又はおきあみをとることを目的とする漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づく共同漁業権漁業並びに漁業法第66条及び北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第5条の規定に基づく知事許可漁業を除く。以下「この漁業」という。）の操業について、同法第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成14年12月10日

石狩後志海区漁業調整委員会会長 中 村 東 伍

- 1 指示区域
石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内とする（別記のとおり）。
- 2 操業の承認
この漁業の操業をしようとする者は、石狩後志海区漁業調整委員会（以下「本委員会」という。）に、いかなるご・おきあみ漁業承認申請書（別記第1号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

- 3 承認の対象者
この漁業の承認の対象者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 前年度、1の指示区域内において、この漁業を操業した実績を有する者
 - (2) (1)に定める者のほか、本委員会が事情やむを得ないものとして認めた者
- 4 小型定置網漁業等の保護
小型定置網漁業、定置網漁業及び底建網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から300メートル以上離れて操業しなければならない。
- 5 漁獲物の陸揚げ
この漁業の承認を受けた者は、別に定める承認証（別記第2号様式）に記載した陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、天災その他やむを得ない場合又は本委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 6 操業期間
平成15年2月1日から6月30日まで
- 7 承認証等の携帯義務
この漁業の承認を受けた者は、操業に際し承認証を携帯するほか、別記第3号様式による船体表示をしなければならない。
- 8 操業協定の締結
承認を受けた者は、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると本委員会が認めた場合は、この限りでない。
- 9 指導事項の遵守
前各項に定めるもののほか、本委員会がこの漁業の操業に関し、必要な事項を指摘したときはこれに従わなければならない。
- 10 漁獲成績報告書の提出
承認を受けた者は、漁業終了後速やかに別に定める漁獲成績報告書（別記第6号様式）を本委員会に提出しなければならない。
- 11 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成15年1月1日から12月31日まで

別 記

石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20及び基点第20号の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第1号 増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

第1424号

北海道公報

基点第2号	浜益村と厚田村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第3号	国土地理院三角点知狩から224度55分45秒245.74メートルの点
基点第4号	国土地理院三角点樽川から242度36分33秒68.64メートルの点
基点第5号	北海道水産部三角点水T 4から53度24分50秒333.87メートルの点
基点第6号	小樽市と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第7号	余市町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第8号	北海道水産部三角点水15
基点第9号	国土地理院三角点幌武意から328度32分56秒77.03メートルの点
基点第10号	国土地理院三角点武威ノ岬から93度33分43秒2.571.26メートルの点
基点第11号	北海道水産部三角点水T 2
基点第12号	種丹町と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第13号	神恵内村と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第14号	泊村大字釜村と大字泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第15号	岩内町と蘭越町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第16号	国土地理院三角点弁慶岬
基点第17号	寿都町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第18号	島牧村字豊浜と字大平の境界線と最大高潮時海岸線との交点
基点第19号	北海道三角点N35
基点第20号	島牧村と瀬棚町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
点 1	基点第1号から297度10分00秒20,000メートルの点
点 2	基点第2号から272度00分00秒20,000メートルの点
点 3	基点第3号から307度30分00秒30,000メートルの点
点 4	基点第4号から332度30分00秒32,000メートルの点
点 5	基点第5号から352度30分00秒20,000メートルの点
点 6	基点第6号から357度30分00秒20,000メートルの点
点 7	基点第7号から8度00分00秒20,000メートルの点
点 8	基点第8号から359度00分00秒20,000メートルの点
点 9	基点第9号から352度30分00秒20,000メートルの点
点 10	基点第10号から327度30分00秒20,000メートルの点
点 11	基点第11号から312度30分00秒20,000メートルの点
点 12	基点第12号から296度30分00秒20,000メートルの点
点 13	基点第13号から247度30分00秒10,900メートルの点
点 14	基点第14号から247度30分00秒10,900メートルの点
点 15	基点第15号から287度30分00秒10,900メートルの点
点 16	基点第16号から352度30分00秒10,900メートルの点

点 17	基点第17号から310度37分00秒10,900メートルの点
点 18	基点第18号から322度30分00秒10,900メートルの点
点 19	基点第19号から322度30分00秒10,900メートルの点
点 20	基点第20号から297度30分00秒10,900メートルの点

石狩後志支庁管内共同漁業権海域区域

